

審 第 6 8 3 号
答 申 第 5 0 2 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 6 日付け障第 2 8 4 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 6 0 8 号

平成 2 7 年 8 月 1 2 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け
障第 1 7 0 4 号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立て
に対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年7月31日付け障第1704号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 実施機関は、平成27年7月31日付け障第1704号で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」といい、本件部分開示決定と併せて、以下「本件各決定」という。）を取り消し、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定取消処分（平成27年4月17日付け）を受けた医師が関与した措置診察（平成22年度から平成26年度分）に対して、県が支払った報償費及び交通費等の支払いに関する行政文書（以下「本件報償費等に関する文書」という。）について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年6月11日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇（川崎市）の医師が『精神保健指定医』の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、千葉県は平成27年4月30日、処分を受けた20人のうち2人の医師が2010～14年度の間に関内（千葉市を除く）で11人の患者の措置入院などの判定に関わっていたと発表した。

これについて千葉県は調査していると言う。その件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求のうち、指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置入院の判断に関する千葉県の調査（以下「本件調査」という。）に係る対象文書として、「精神保健指定医取消処分に係る調査について（照会）」（以下「本件対象文書1」という。）、「精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師が関与した措置診察等の判定結果の検証について（依頼）」（以下「本件対象文書2」という。）及び「措置診察等の検証結果」（以下「本件対象文書3」といい、これらを併せて、以下「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件各対象文書について、本件部分開示決定を行うとともに、本件請求のうち「診療報酬の不正」に関する行政文書は作成及び保存していないとして、本件不開示決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、平成27年8月12日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消して、更に情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件不開示決定については、診療報酬が違法・不正に増額されて請求されていた分

の返還について報道されているため、対象文書が全く存在しないとは考えられない。

また、本件対象文書2のうち「精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置診察等の検証について」の2の(1)の※の直後の不開示部分は、入院の適否を検証した指定医の勤務先にあたる民間病院であることを明示していないために、他の不開示箇所と違って大変分かりにくく理由記載の不備という点で違法である。どの行政文書のどの部分の記述がどういう具体的な理由でどの号の不開示規定に該当するかを通知書において明示し、今後は、本件部分開示決定のような曖昧又は迂遠な記述方法を改めるべきである。

また、本件部分開示決定通知書には、条例第8条第2号により開示しない部分としてふりがな、指定医証番号及び交付年月日が挙示されている。しかし、実際には、指定医及び指導医の氏名の一部も不開示とされていた。本件部分開示決定通知書どおりに開示しなかったこと、あるいは、不開示箇所とその不開示理由をともに明記しなかったことは違法である。担当者を懲戒処分に処すべきである。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条第2号及び同条第6号に該当しないか、また、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書全てに該当する。

本件の検証結果は、いずれも現在進行中の検証に係るものではない。全ての検証が終わらないうちに開示してしまつては、当該指定医が総合的な判断をしていない段階の情報であり、当初の非自発的入院の判断が適切だったか不適切だったかという判断が変わることがあるため、最終的な判断とは異なる結果を開示してしまうことになる。そうすることで、指定を取り消された指定医の判断が適切だったかどうかを検証するという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言える。しかし、本件の情報は、いずれも全ての検証を終えた過去のものであるから、当該検証において最終的な情報である。全検証を終えて既に確定した客観的な情報を開示することによって、公正な判定が不公正な判定に変容してしまうという論拠が実施機関の説明・判断には欠落している。ゆえに、条例第8条第6号によって不開示とされた情報は、同号に該当しない。措置診察事務についても同様である。

3 意見書の要旨

指定医らに支出された報償費及び交通費・宿泊費等に関する文書が何ら特定されていない。

したがって、特定すべきである。

指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の4第2項により特別職の公務員であるから、その氏名は、ふりがなも含めて、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

指定医証番号は、一旦取り消されると同一の番号を付されることはない上、交付年月日とともに、明らかに、同号ただし書ハに該当する。

診断書、事前調査書及び通報受書については、指定医が対象者の人権を著しく制限する強制入院をさせる絶大な権限を有しているにもかかわらず、その指定を違法に取得したという事案の性質に鑑みても、障害者の権利条約、拷問禁止条約、自由権規約等の規定及びその国連勧告からしても、対象者の人権を擁護するために対象者の権利利益を害しない限り、最大限の開示をすべきである。

対象文書において指定医への依頼段階であるか否かは関係なく、指定医は、実際に検証を行ったのであるから、依頼段階の文書であることは、条例第8条第6号に該当する事由にはならない。

検証を行った指定医の氏名及び勤務先を開示すると検証事務の公正な判定を確保することができなくなるとの抗弁については、審査会を含め千葉県の種々の行政不服審査会はその委員の氏名及び勤務先を公表ないし開示しているが、それでもなお、実施機関の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

したがって、同号には該当しない。

検証した指定医の氏名、違法に指定を取得した指定医の氏名は、これを公表することこそが、公正性を担保することに寄与するのである。

さらに、人権への適切な配慮を求められるから不開示とするという抗弁は、驚愕を禁じ得なかった。人権への適切な配慮をするために、本件で不開示とされた情報を開示すべきなのである。

指定医の責任は重大であり、強制入院は障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)第14条第1項(b)によって廃止することが規定されている。そして、本件ではその指定を違法に取得したというのであるから、そのような性質の情報が条例第8条第2号ただし書ロ及び同第10条に該当することは明白である。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件各決定について

(1) 実施機関は、本件請求のうち、本件調査に係る行政文書として本件各対象文書を特定し、本件部分開示決定を行った。

なお、本件部分開示決定の理由記載について不備が認められたため、平成28年5月31日付け障第839号（以下「本件訂正通知」という。）にて追記及び訂正を行っている。

(2) 実施機関は、本件請求のうち、本件調査に付随する診療報酬の不正についての情報については、文書探索の結果、対象となる行政文書は不存在であるとして、本件不開示決定を行った。

2 本件各対象文書の内容について

本件対象文書1は、平成27年4月28日付けで〇〇〇〇医科大学（以下「本件医科大学」という。）調査委員会委員長等から照会のあった文書である。

本件対象文書2は、平成27年5月19日付け障第656号にて、指定医の取消処分を受けた医師（以下「被処分者」という。）が関与した措置診察等について、その判定結果の検証を、県が選任した指定医に依頼するための文書である。

本件対象文書3は、本件対象文書2により依頼を行った検証（以下「本件検証」という。）に係る検証結果である。

3 部分開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1において不開示とした情報は、被処分者の氏名の一部、ふりがな、指定医証番号及び交付年月日であり、不開示とした部分を除く被処分者の氏名については、指定医の取消処分を行った厚生労働省により既に公表されているものであることから条例第8条第2号ただし書イ該当として開示としたが、上記不開示情報については、いずれも同号に規定される個人情報であり、被処分者の氏名と合わせることで特定個人が特定され得る情報であるもので、被処分者本人の保護すべき権利利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。

また、本件訂正通知のとおり、本件対象文書3のうち、診断書、事前調査書及び通報受書については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号該当により不開示としている。

なお、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示としたものである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書2において不開示とした情報は、本件検証を依頼した民間病院の医師（以下「本件検証者」という。）の勤務先及び氏名であり、本件対象文書3において不開示とした情報は、本件検証者氏名及び判定医師氏名が記載された箇所である。

このほか、異議申立人から指摘のあった「精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置診察等の検証について」の2の(1)の※の直後の不開示箇所については、本件検証の対象となった事案について措置診察を実施した医師について記載されたものであり、本件訂正通知において、開示しない部分の記載に遺漏があったものである。

不開示部分のうち、本件検証者の勤務先及び氏名については、県が行う検証に係る事務に関する情報であり、たとえ上記文書においては医師への依頼段階であることを考慮しても、検証事務の公正な判定を確保する必要があるとの観点から、条例第8条第6号の規定に該当するものであると判断した。さらに、検証実施者の人選についても、同様の理由で同号の規定に該当するものであると判断した。

また、措置診察等の検証結果中の判定医師の氏名については、法に基づく措置事務は、継続的に実施される業務で、かつ、指定医として公正な措置の要否の判定を行うことが必須となる。また、措置事務の適正かつ公正な遂行及び人権への適切な配慮を求められることから、これらの情報を公開することで事業の性質上、措置事務の適正な遂行に支障を来すものである。

また、措置診察等の判定結果の検証業務は、度々行われるものではないとはいえ、さきに述べたとおり、検証の対象となる措置事務については継続的に実施されており、事業の性質上、今後の措置事務の実施に支障を来すものとなる。

このことから、検証業務についても措置事務と同様の判断がなされるため、条例第8条第6号の規定に該当し不開示としたものである。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件不開示決定について、全く存在しないとは考えられないと主張している。実施機関としては本件異議申立て後、再度の探索を行ったが、対象文書は

不存在である。

また、異議申立人は、不開示部分は条例第8条第2号及び同条第6号に該当しない旨並びにたとえ該当したとしても、同条第2号ただし書全てに該当する旨主張している。

しかしながら、上記のとおり、同条第2号及び同条第6号の不開示情報に該当し、かつ、同条第2号ただし書には該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

(1) 本件対象文書1

本件対象文書1は、本件医科大学から実施機関宛ての照会書及びその回答書であり、照会書、同照会書の添付書類（以下「照会書添付書類」という。）、実施機関から本件医科大学宛ての回答書案、回答書送付状及び上記回答書案の施行文書から構成されている。

(2) 本件対象文書2

本件対象文書2は、本件検証者等に対し、本件検証を依頼するための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、【別添1】「精神保健指定医の指定の取消処分を受けた医師による措置診察等の検証について」との表題の書面（以下「別添1」という。）、案1として本件検証者宛ての検証依頼書（以下「案1」という。）、案2として精神保健福祉センター長宛ての検証依頼書（以下「案2」という。）、案3として関係健康福祉センター長（保健所長）宛ての本件検証の対象となる書類の提出依頼書（以下「案3」という。）及び案1から案3の施行文書から構成されている。

(3) 本件対象文書3

本件対象文書3は、本件検証の結果を記載した文書及びその添付書類であり、検証者2名分の措置診察等の検証結果書（以下「検証結果書」という。）、精神障害者等の保護通知書（2枚）（以下「保護通知書」という。）、措置入院に

関する診断書（25枚）（以下「診断書」という。）、法の規定に基づく事前調査書（15枚）（以下「事前調査書」という。）及び精神障害者等通報受書（4枚）（以下「通報受書」という。）から構成されている。

2 本件不開示部分について

実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、被処分者の氏名の一部（厚生労働省より公表されていない氏）、氏名のふりがな、指定医証番号、交付年月日、保護通知書、診断書、事前調査書及び通報受書を条例第8条第2号に、本件検証者の勤務先、職名、氏名及び判定医師氏名を同条第6号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

これに対し、異議申立人は、本件部分開示決定により不開示とした部分は同条第2号及び同条第6号に該当せず開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書1について

照会書添付書類は、氏名、ふりがな、指定医証番号及び交付年月日の各欄で構成されており、上記各欄には、被処分者ごとに被処分者である医師の氏名、ふりがな、指定医証番号及び交付年月日が記載されている。

そうすると、上記情報は、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件検証者の所属、職名及び氏名について

起案用紙（その二）の【あて（検証依頼者）】1欄、別添1の2（2）民間病院の指定医欄、案1の宛名欄及び案1の施行文書の宛名欄には、本件検証者の所属、職名及び氏名が記載されている。

上記情報は、一体として本件検証者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、本件検証は、法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当するものとは認められない。

したがって、上記情報は、公務員の職務の遂行に係る情報とはいえ、条例第8条第2号ただし書ハにも該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、同条第6号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 措置診察を実施した医師の職名及び氏名

別添1の、2(1)県精神保健福祉センターの指定医欄には、本件検証の対象となっている措置診察を実施した指定医の職名及び氏名が記載されている。

ところで、条例第8条第6号柱書では、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、上記情報が、同号柱書に該当するかを以下検討する。

まず、本件措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行われるものであり(法第27条第1項)、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つであると認められる。

そして、指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、指定医の氏名を公表することにより、被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性があり、公正適切な診察が困難になるおそれがある。

また、当審査会が確認したところ、措置診察を行う指定医の人選は、実施機関が千葉県精神神経科診療所協会から毎月提供を受けている名簿に基づき行われているところ、実施機関の説明によると、仮に指定医の氏名を公表するならば、協力を拒否すると発言する指定医も存在するとのことであった。

そうすると、指定医の氏名を公にするとすれば、指定医の協力が得られなくなり、その結果、指定医の確保が困難になるばかりか、ひいては、県の機関が行う精神保健福祉事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書3について

ア 検証結果書について

(ア) 判定医師氏名について

a 被処分者について

検証結果書の、判定医師氏名欄の一部には、本件検証の対象となった案件について、措置診察を実施した被処分者の氏名が記載されている。

上記情報は、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

もっとも、上記情報については、新聞等で報道されている情報であるため、上記情報が「慣行として公に…されている情報」（同号ただし書イ）に該当するかを以下検討する。

当審査会で確認したところ、被処分者の氏名については、平成27年4月15日に厚生労働省からプレスリリースがなされており、全国紙に取り上げられ、被処分者の氏名も掲載されていることが確認された。

また、本件請求は、上記プレスリリースから2か月以内という短期間になされていることからすると、上記情報は、本件請求の時点において、現に公衆が知り得る状態に置かれていたと認められる。

したがって、上記情報は、慣行として公にされている情報にあたり、同号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべきである。

b 被処分者以外について

検証結果書の、判定医師氏名欄には、本件検証の対象となった案件について、措置診察を実施した被処分者以外の指定医の氏名も記載されている。

上記情報は、上記イと同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 検証者氏名及び印影について

検証結果書の、検証者氏名欄には、本件検証者の氏名及び印影が記載されている。

上記情報は、上記（２）アと同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 保護通知書について

（ア）様式部分について

当審査会が見分したところ、保護通知書の表題及び各欄の項目名等の様式部分については、定型的な表示がなされているのみであり、上記情報を開示することで他の不開示情報を明らかにすることにはならないと認められるため、開示すべきである。

（イ）日付について

保護通知書には、施行日及び收受日が記載されているところ、上記情報は上記書面に記載された被保護者の氏名等と一体として、被保護者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報された時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）警察署長名について

保護通知書には、通報を行った警察署長（行政庁）名が記載されているところ、上記情報は、上記書面に記載された被保護者の氏名等と一体として、被保護者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、通報当時、上記警察署の管轄地域内に被保護者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(エ) 氏名、生年月日、年齢及び住所について

保護通知書の、被保護者欄中の氏名年令及び住所の各欄には、被保護者の氏名、生年月日、年齢及び住所がそれぞれ記載されている。

上記情報は、被保護者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 保護の事由、発見の場所、保護の日時、引渡の日時並びに引渡先欄中の職業氏名（措置入院先）及び住所（措置入院先）について

保護通知書の、保護の事由、発見の場所、保護の日時及び引渡の日時の各欄には、いずれも被保護者に関する情報が記載されている。

また、保護通知書（平成25年度管轄夷隅分）の、引渡先欄中の職業氏名欄及び住所欄には、措置入院先及び措置入院先の住所がそれぞれ記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被保護者の氏名等と一体として、被保護者の個人に関する情報であって、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 保健所名及び保健所の住所について

保護通知書には、宛名として通報を受けた保健所名が記載されている。

また、保護通知書（管轄安房分）の、引渡先欄中の職業氏名欄及び住所欄には、上記保健所名及び住所がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された被保護者の氏名等と一体をなす情報であり、被保護者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報のうち、保健所名からは、通報当時、当該保健所の管轄地域内に被保護者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

ウ 診断書について

(ア) 様式部分について

診断書の、表題及び各欄の項目名等の様式部分については、指定医が記入した項目欄を除き、上記イ（ア）と同様、開示すべきである。

(イ) 申請等の形式について

診断書の、申請等の形式欄には、措置診察の端緒となる事由が記載されているところ、上記情報は、上記書面に記載された被診察者の氏名等と一体として、被診察者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、措置診察の端緒となる8種類の法定事由のうちいずれに該当するかが判別できるのみであることからすると、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所について

診断書の、被診察者欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所の各欄には、いずれも被診察者の情報が記載されており、上記情報は、上記イ（エ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 指定医の署名及び印影について

a 被処分者について

診断書の、精神保健指定医署名欄には、診察を行った被処分者の署名が記載されている。

上記情報は、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

もっとも、措置診察は、法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当し、被処分者の氏名は、条例第8条第2号ただし書ハで定められた職務遂行情報のうち公務員の氏名に当たるとともに、上記ア（ア）aのとおり開示すべき情報であるため、被処分者の署名の開示妥当性について以下検討する。

この点、条例第8条第2号ただし書ハは、同号本文に該当する情報のうち、公益的見地という趣旨から例外的に開示する情報を定めているところ、公務員の氏名を公にすることにより、職務を離れた私人としての権利利益を害するおそれがあると認められる場合には、同号ただし書の趣旨は及ばず、不開示となると考えられる。

これを本件について見ると、実施機関が開示としたのは被処分者の自筆の署名であり、その形状については固有のものであると認められ、上記情報を公にすることにより、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、職務を離れた私人としての権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 被処分者以外について

診断書の、精神保健指定医氏名欄には、診察を行った被処分者以外の指定医の署名及び印影が記載されている。

上記情報は、上記（2）イと同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 診察に立会った者の氏名、性別及び続柄又は職業について

診断書の、診察に立会った者の氏名、性別及び続柄又は職業の各欄には、診察に立会った者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被診察者及び診察に立会った者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、診察に立会った者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同条ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 職員氏名について

診断書の職員氏名欄には、措置診察に関わった県職員の職名及び氏名が記載されている。

上記情報は、上記職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記職員は公務員であり、当該情報は、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、同条ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(キ) その他の記載について

診断書には、上記（ア）から（カ）のほか、被診察者の職業、生活歴、現病歴、入院期間、重大な問題行動、診察日時、診察場所及び診察時の状況等が記載されている。

上記情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被診察者の氏名等と一体として、被診察者の個人に関する情報であって、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の

権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 事前調査書について

(ア) 様式部分について

事前調査書の、表題及び各欄の項目名等（調査時の状況等欄の細目欄を除く。）の様式部分については、上記イ（ア）と同様、開示すべきである。

(イ) 日付について

事前調査書には、事前調査の報告日及び通報の日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被調査者である本人（以下「本人」という。）の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であって、措置診察の前提となる通報及び事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報及び事前調査を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 所属及び調査者名について

事前調査書の所属及び調査者欄には、事前調査書を作成した県職員の所属、氏名及び印影が記載されている。

上記情報は、上記ウ（カ）と同様、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(エ) 通報機関名について

事前調査書には、通報を行った機関名が記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、通報当時、上記機関の管轄地域内に本人が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(オ) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所について

事前調査書の、本人氏名等欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所の各欄には、いずれも本人に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（エ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 現在地、職業、本籍及び調査に当たった面接の有無及び調査年月日について

事前調査書の、本人氏名等欄中の現在地、職業、本籍及び調査に当たった面接の有無の各欄には、いずれも本人に関する情報が記載されている。

また、上記書面の、調査年月日の欄には事前調査をした日時が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であって、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(キ) 現に本人の保護の任に当たっている者欄について

事前調査書の、現に本人の保護の任に当たっている者欄には、現に本人の保護の任に当たっている者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察とその前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、上記ウ（オ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ク) 調査時の状況等について

事前調査書の、調査時の状況等欄には、生活歴、申請・通報等された原因、及び現在までの主な治療歴等の情報が記載されている。

また、上記書面の、事前調査の総合判定欄には、措置入院に関する診察の要否に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記（カ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ケ) 主治医との連絡欄について

事前調査書の、主治医との連絡欄には、主治医に関する情報が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、本人の診療状況を示すものであり、通常他人に知られたくない、個人の身体、健康に関する極めて機微な情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 通報受書について

(ア) 様式部分について

通報受書の、表題及び各欄の項目名等の様式部分については、上記イ（ア）と同様、開示すべきである。

(イ) 受信者氏名について

通報受書の、受信者氏名欄には、通報受書を作成した県職員の氏名及び印影が記載されている。

上記情報は、上記ウ（カ）と同様、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(ウ) 通報警察署名について

通報受書の、通報者欄には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、上記イ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(エ) 通報者の職・氏名について

通報受書の、通報者に関する職・氏名欄には、通報を行った警察署の警察官の所属、氏名及び階級が記載されている。

上記情報は、通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記通報者は公務員であり、上記情報は、法に基づく通報という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められるため、警察官の所属は開示すべきである。

しかし、上記警察署の警察官は、警部補以下の警察官であることから、警察官の氏名及び階級は、同号ただし書ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（1）により不開示とすることが妥当である。

(オ) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び電話番号について

通報受書の、被通報者欄中の氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び電話番号の各欄には、被通報者に関する情報がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記イ（エ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通報受理日時、本籍、職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等並びに備考について

通報受書の、通報受理日時、被通報者欄中の本籍及び職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等並びに備考の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（オ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とする

ことが妥当である。

(キ) 保護者欄について

通報受書の、保護者欄には、被通報者の保護者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察とその前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、上記ウ(オ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(4) なお、本件部分開示決定通知書においては、開示しない部分及び開示しない理由を一部記載しておらず、本件訂正通知及び理由説明書において上記部分及び理由を追加しているところ、実施機関においては、今後決定通知書の作成に関し、遺漏のないよう処理されたい。

3 本件不開示決定について

異議申立人は、本件不開示決定に対し、診療報酬が違法・不正に増額されて請求されていた分の返還について報道されていることから、全く存在しないとは考えられないなどと主張しているため、以下検討する。

当審査会が、実施機関に対し、診療報酬が違法又は不正に増額されて請求されていた分の返還に関する文書を保有していないか改めて確認を求めたところ、実施機関は、厚生労働省、本件医科大学その他関係機関から違法又は不正な診療報酬の返還に関する文書は収受しておらず、また、実施機関では、診療報酬の返還についての検討も行っていないから、これに関する文書も作成していないとのことであった。

そこで、当審査会が調査したところ、精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に関する事務は、健康保健法（大正11年法律第70号）により、厚生労働省保健局が所管していることが認められた。

そうすると、実施機関が、「診療報酬」に関する事務を所管していないことからすれば、実施機関が「診療報酬」に関する行政文書は作成・保有していないとしたことについては、不合理な点は認められない。

しかしながら、異議申立人が、意見書において指定医らに支出された報償費及び交通費・宿泊費等に関する文書が何ら特定されていないと主張していることからすると、本件開示請求書には「診療報酬」と記載されているものの、開示請求者で

ある異議申立人は、本件請求において、「診療報酬」に限らず、広く金銭の支払一般に関する情報の開示を求めていたと考えるべきである。

したがって、実施機関は、本件報償費等に関する文書について、開示決定等を行うべきである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

- (1) 実施機関が、本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件不開示決定を取り消し、本件報償費等に関する文書を対象として、開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月6日	諮問書の受理
平成28年8月5日	実施機関の理由説明書の受理
平成29年9月4日	異議申立人の意見書の受理
平成29年11月22日	審議
平成29年12月20日	審議

別表

対象文書名		開示すべき情報
本件対象文書3	1 検証結果書	・判定医師氏名（被処分者のみ）
	2 保護通知書	・様式部分 ・警察署長名 ・保健所名及び保健所の住所
	3 診断書	・様式部分 ・申請等の形式 ・職員氏名
	4 事前調査書	・様式部分 ・所属及び調査者名 ・通報機関名
	5 通報受書	・様式部分 ・受信者氏名及び印影 ・通報警察署名及び所属

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)